

不利益処分の処分基準 個票

部課等名 福祉部障害福祉課

番号 20

不利益処分の内容	茅ヶ崎市障害児通所施設の指定管理者の指定の取消し及び管理業務の一部又は全部の停止命令
根拠法令及び条項	地方自治法第244条の2第11項
関係条項	地方自治法第244条第2項、第3項、第244条の2第10項
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合は その理由) ① 茅ヶ崎市が茅ヶ崎市障害児通所施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対してする指示に従わないとき。 ② 利用者が茅ヶ崎市障害児通所施設を利用することについて、指定管理者が正当な理由がないのに利用を拒んだとき。 ③ 利用者が茅ヶ崎市障害児通所施設を利用することについて、指定管理者が不当な差別扱いをしたとき。 ④ その他指定管理者による管理業務を継続することができないと認めるとき。
参 考 事 項	協定書抜粋 第18条(指定の取消し等)甲は、乙が第14条第1項の指示に従わないときその他乙による管理業務を継続することができないと認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。
設定等年月日	平成18年4月1日設定(平成 年 月 日最終変更)